人権教育だより

笑門来福



第8号2月9日発行

ブラックバイトに気を付けて!!!

先日、コンビニでアルバイトをしていた女子高校生が風邪で2日間欠勤したところ、「代わりの人を探さなかったペナルティ」として2日(10時間分)の給与を差し引かれた事例に対して、コンビニ側が労働基準法違反を認め謝罪し、減額分の全額を返還したことが報道されました。

この件では、「おかしい」と思った本人が、保護者と共に行動を起こしたことで解決に至りましたが、全国の高校生・大学生の中には「おかしい」と思いながらも、ブラックバイトの世界に巻き込まれて、学生生活が破綻し、心身を損なってしまう被害者も多くいるようです。

知っておこう!

->- ブラックバイトの特徴 ----

- ×授業時間や試験期間、就職活動でも休ませてもらえない。
- ×シフトを強要される。一度断るとシフトから外される。
- ×同じ系列の遠くの店の手伝いに行かされる。
- ×バイト代が、各都道府県で定められている「最低賃金」以下。
- ×仕事のための準備や片づけを労働時間に含めない「サービス残業」がある。(無給の研修、塾の教材作成など)
- ×深夜に過度な負担の仕事を押し付けられる。
- ×過酷なノルマがある。(クリスマスのケーキ、節分の恵方巻、 スーツなど)
- ×ノルマが達成出来なかった時、無理に買い取らされる。
- ×ちょっとしたミスや遅刻に対して、時給より高い罰金を要求される。
- ×バイトを辞めたい時に、「損害賠償を課す」などと脅したり、 代わりの人を見つけるまで辞めさせないなど、脅迫や嫌がら せをされる。



アルバイト先を探すときは、お店の名前と時給だけであわてて決めず、下見をしたり、先輩や近所の人から情報を得ることや、労働契約を必ず書面で確認することが大切です。

また、理不尽な扱いをされて困ったときには、必ず周りの人や専門機関に相談しましょう。